

# 提出された御意見等の概要とこれに対する京都府の考え方

意見募集案件 「京都府環境影響評価条例の一部改正案」の骨子について  
 意見募集期間 平成25年10月4日（金）から10月28日（月）まで  
 意見提出者数 4名（メール3、ファックス1）  
 意見の件数 6件

項目	意見	府の考え方
全般	<p>開発事業に対し、より早い段階から環境アセスメントが行われるのは良いことである。</p> <p>その他趣旨に賛同の御意見 2件 計3件</p>	<p>事業計画の立案段階において適切な環境配慮がなされるよう、本制度の運用に努めます。</p>
第二種事業	<p>第二種事業を実施しようとする者について、配慮書手続を「実施しない」と判断したときに届出をさせるべきではないか。</p> <p>（趣旨）                      現案の場合、事業計画者は、配慮書手続を実施しない場合には何もしなくて良いこととなる。</p>	<p>事業によっては、検討当初は環境影響が軽微で、配慮書手続は不要としていても、事業計画を具体化させる中で、環境影響の懸念が明らかとなる場合が考えられます。</p> <p>このため、第二種事業を実施しようとする者が、いずれの時点からでも配慮書手続ができるよう、「実施する」ことを決定した際に、その旨を届け出ることとしたものです。</p>
知事意見	<p>知事意見の作成期間については、環境アセスメント手続を着実に進め、早期に環境に配慮した事業実施が可能となるよう適切な期間を設定してほしい。</p>	<p>知事意見作成期間は、規則において規定することとしています。</p> <p>法に基づく配慮書手続において、主務大臣の意見作成期間が、配慮書の提出後90日間であることを踏まえ、これと同等の期間とすることを検討します。</p>
環境配慮事項の検討手法等（技術指針）	<p>施行規則、技術的事項に関する指針の改定の検討にあたっては事業の種類・特性に応じた柔軟な制度となるようお願いしたい。また、以下の点に配慮願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数案の設定について、発電事業においては、地点、出力、燃料種、発電方式については、エネルギーセキュリティおよび立地制約等からその選択肢は限定されるため、全ての条件を満たす複数案は現実的に存在しないといった事業特性があること。</li> <li>・ 計画段階配慮事項の選定の考え方について、法の基本的事項に示されているように重大な影響を受けるおそれがあるものとして選定されるべきことから、方法書以降の事業アセスでの選定項目よりも項目が絞られたものであること。</li> <li>・ 調査・予測・評価手法の選定については、法の基本的事項にも示されているように、調査については原則として既存の資料の収集によることを基本とすべきであること、予測に関しては事例の引用等、配慮書段階では簡易な手法であること。</li> </ul>	<p>技術的事項に関する指針については、今後、府環境影響評価専門委員会の意見を聴いて、改定の検討を進めることとしています。</p> <p>事業計画の立案の手順、手法等については、事業の種類及び特性により大きく異なることから、配慮書手続実施時点での事業計画の熟度に応じ、適切な環境配慮事項の検討が実施されるよう、法の基本的事項、各事業の主務省令を踏まえて検討を行うこととします。</p>